

東アジア日本語教育・ 日本文化研究学会報告 215

新羅大学院特別教授 藤井茂利

’22年度のオンラインによる 思えない。

私の講演は終わることにした
が補足して「給」の漢字の『古
事記』での用法を示しておく
ことにした。「賜」と「給」が同
じ資格の用法との説があり果
たしてこれが正当かと考えら
れるか調べることにした。

『古事記』に用いられた「給」
には「賜」のような補助動詞の
用法はなく、上位が下位に物
品等を与える用法である。其
の用法を調べてみると次の通
りである。(用例は『古事記總
牽引 高木市之助編』によっ
ている。15例見えている。)

①給猿女居等也(上巻50帳
裏。以下、上・50・ウの形)
新鮮な海産物を志摩から
献上してきた時には君らにお
下しになる。(小学館刊)『古事
記』の校注の記による。以下同
じ)
*猿女君は高い身分とは

②給其兄時(上・55・ウ)
此の鉤を以て其の兄に給
はむ時に(呪語は略)を
言ひて後手に賜へ。
*兄を弟火遠理命の下に
した表現で「給」が用いら
れている。

③小確命給其掌(中・38・オ)
小確命、其の姨倭比売命
命の御衣・御掌を給はり
て剣を御懐に納れ幸行し
き。
*姨のものを受け取って
行く。女装して敵の目を
暗ませるためで上等の衣
ではないと思われる。

④給比々羅木之八尋柔
(中・40・オ)
御鉏友耳建日子を副へて
遣しし時にひひら木の八
尋矛を給ひき。
*東国の者を平定のため

に行く者に武具ではない
ものを倭建命に与えた。

⑤解開其姨倭比売命之所
給囊口(中・41・オ)
倭倭比売命が授けた袋の
口を開き見れば
*我が身に迫る火を反転
させる役目を袋の中の石
がするがもの自体は大し
た物ではない。

⑥其御火焼之老人歌曰
(省略) 是以誉其老人則
給東国造也。(中・43・オ)
其の御火焼きの老人、歌
ひて(歌省略)是を以て、
其の老人を誉めて即ち東
国造を給ひき。

*即興の歌が見事で東国の
役人に取り立てられたが
高級の役人ではない。
⑦於我給御食是魚(中・54・
ウ)
御子が「神は私に食料の
魚をくださった。」と
言った。神を称え御食津
大神と言つ。

*神が食料として魚を与
えた。

⑧給死刑(下・11・オ)
「大櫛連、お前は自分の主
の玉剣を主が死んですぐ
取つて自分の妻に与える
とは」と皇后が言い死刑
に処した。
*皇后の命令で「給」が使
われた。

⑨如此白而被給御琴(下・11
・ウ)
このように申してお琴を
頂いて
*琴を受け取ったのは建
内宿禰。

⑩若汝從吾言者 汝作大臣
治天下那句。曾婆訶理隨
命爾、多祿其隼人
(下・14・ウ)
若し汝、吾が言に従はば
：汝を大臣に作し天下を
治めむ。いかに。曾婆訶理
*「命のまま」
*かくして多くの祿を其
の隼人に給ふ。
⑪今日留此門而、先給大臣

位(下・11・オ)

今日は此間に留り先に大
臣の位を授けよう。

*水鹵別命が大臣の位を
渡したがすぐ隼人を殺害
する。

⑫於是、以阿知直、始任藏
官、亦給糧地(下・11・オ)
*私有地を渡す。

⑬多祿給其老女遍く
大命を待ち八十年経老女
に多くの祿を与えた。

*八十年待った女に多く
の祿を与えた。

⑭悉給著紅紐之青摺衣服
(下・31・ウ)
悉紅の紐を著け青摺の衣
を給りたり

*青摺りの衣を百官の者
に与える。

⑮誉三重妹而、給多祿也
(下・35・オ)
三重の妹才を誉めて多く
の祿を与えた。

*歌が人々の心を打つ。

*の部分私見。「受け取つ
た人物は」年下、敵、老人、下級
官位、「賜」の用法と相違が
あるように思われる。